職業安定分科会雇用保険部会(第87回)

平成25年5月23日

資料4

# 求職者支援制度の概要

# 「求職者支援制度」創設の経緯

# 背 景

厳しい雇用失業情勢の下、非正規労働者や長期失業者が増大する等労働市場が変化

- ●非正規の雇用者は、雇用者全体の約3分の1
- ●失業者に占める長期失業者の割合は、すう勢的に上昇



雇用保険を受給できない方々に対する新たなセーフティネットが必要



「緊急人材育成・就職支援基金」(一般会計)を創設し、無料の職業訓練及び訓練期間 中の生活給付を行う「緊急人材育成支援事業」を平成21年7月から実施。(平成21年 度第1次補正予算で措置)

※「緊急人材育成支援事業」に係る予算額は4,784億円。うち1,904億円を平成2 1年度第2次補正予算で返納。平成22年度第1次補正予算で事業実施期間を延長す るとともに、990億円追加。



平成23年9月末までの 時限措置



「緊急人材育成支援事業」の実施状況も踏まえ、労働政策審議会(雇用保険部会及び職業能力開発分科会) での議論を経て、恒久制度を創設 = **求職者支援制度** 

検討の過程

平成22年12月 財源について決着(国家戦略担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣の三大臣合意)

- ※雇用保険の附帯事業として位置付け、国庫は1/2(当分の間×55%)負担すること
- ※緊急人材育成支援事業の残額については、求職者支援制度にこれを活用すること

平成23年1月 労働政策審議会とりまとめ(建議)

平成23年2月 法案提出 → 平成23年5月法案成立、10月~施行

#### 検討規定(求職者支援法附則第13条)

- 第13条 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、特定求職者の就職に関する支援 施策の在り方について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとす る。
- 2 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用の 負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 求職者支援制度について

### 求職者支援制度の趣旨・目的

- 雇用保険を受給できない求職者に対し、
  - 訓練を受講する機会を確保するとともに、
  - 一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、
  - ・ハローワークが中心となってきめ細かな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援するもの。
  - → 就職につながる制度となるよう、適正な訓練設定と厳しい出席要件、ハローワークへの来所を義務付け

# 対象者

- 雇用保険の受給終了者、受給資格要件を満たさなかった者、適用がなかった者
- •学卒未就職者、自営廃業者等

などが具体的な対象

### 訓練

○ 成長分野や地域の求人ニーズを踏まえた地域職業訓練実施計画を策定し、民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を認定。訓練実施機関には、就職実績も加味(実践コースのみ)した奨励金を支給。

# 給付金

〇 訓練受講中、一定の要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金(月10万円+交通費(運賃相当額))を 支給。不正受給については、不正受給額(3倍額まで)の返還・納付のペナルティ。

## 訓練受講者に対する就職支援

○ ハローワークにおいて訓練受講者ごとに個別に支援計画を作成。訓練開始前、訓練期間中、訓練修了後と、一貫してハローワークが中心となり、訓練実施機関と緊密な連携を図りつつ、定期的な来所を求めて (必要に応じ担当者制で)支援。

# 求職者支援訓練について①

### 1. 訓練の種類

- ・基礎コース (基礎的能力を習得する訓練)ー職種・業種横断的な訓練
- ※職業能力基礎講習(自己理解や人間関係スキル等に関する科目)について実践コースの2倍程度の時間数設定
- ・実践コース (基礎的能力から実践的能力まで一括して習得する訓練) 介護、IT、医療事務等の分野の訓練
- ※特定の職種の職務遂行に必要な専門科目を総訓練時間の50%以上、そのうち実技科目を総訓練時間の30%以上設定

## 2. 訓練の期間等

・訓練期間 : 3か月以上6か月以下

・訓練時間 : 原則として5時間以上6時間以下/日 かつ 100時間以上/月

定員: 1コースにつき概ね10人から30人

※訓練の修了には、8割以上の出席が必要

## 3. 訓練の認定

- ・厚生労働大臣が認定。(認定事務は(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施) (職業訓練実施計画で定めた上限値を上回る申請があった場合は、これまでの就職実績等が高いものから認定。)
- ・求職者支援訓練の質の向上を図るため、就職実績が一定の水準以下の場合等は認定しない。

このため、次のような要件を設定。

<訓練内容等に関する要件>

- 求職者支援訓練を認定申請する前1年間において、同等の訓練を実施した実績があること。
- 講師は、専門知識等に加え、「担当科目の内容を指導した十分な経験を有すること」も必要であること。
- 習得状況を毎月評価すること、修了評価すること、修了評価を記載したジョブカードを交付すること。
- ・ 求職者支援訓練の受講者の就職実績が著しく悪くないこと。

### <就職支援に関する要件>

就職支援責任者を配置すること。

# 求職者支援訓練について②

## 4. 受講手続

- ・ハローワークが、求職者本人の希望や経験を踏まえたキャリア・コンサルティングを実施し、 就職に必要な訓練へ誘導して、受講申込を受付(応募書類は求職者本人が訓練機関へ提出)
- ・訓練機関が選考を実施し、結果を受講希望者及びハローワークに通知
- ・ハローワークが合格者に対して、訓練の受講を指示
- ※応募者数が定員の半数に満たない場合、訓練機関は選考前に訓練コースの開講を中止することが可能
- 5. 訓練機関における就職支援措置等
  - ・訓練期間中に、訓練内容の習得度評価、キャリア・コンサルティング(訓練期間内3回以上)、 就職支援(職業相談、求人情報の提供、ジョブ・カード作成支援・交付等)を実施
  - ・修了者等の就職状況について、報告書を回収し、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構へ提出

### 6. 訓練機関に対する奨励金

・奨励金支給単位期間(※)ごとに、受講者1人当たり(奨励金の支払対象期間の出席率8割以上の者に限る。)以下の額を支給

(ただし、支給単位期間の日数が28日未満の場合は、日割り金額で支給)

※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

基礎コース: 6万円/人月実践コース: 5万円/人月

さらに、就職実績に応じた単価[2万円又は1万円]を奨励金支給単位期間ごとに、

修了者等数に応じて上乗せ

→訓練修了者のうち、特に安定した雇用が実現した(雇用保険被保険者となった)者が

55%以上の訓練 5万円<u>+2万円</u>(=7万円)

40%以上55%未満の訓練 5万円<u>+1万円</u>(=6万円)

40%未満の訓練 5万円+0万円(=5万円)

# 職業訓練受講給付金について①

## 1. 給付金の種類と額

## 職業訓練受講手当

・給付金支給単位期間(※)ごとに10万円を支給 (ただし、支給単位期間の日数が28日未満の場合は、3,580円×日数を支給)

# 通所手当

- 職業訓練受講給付金の支給要件を満たしている者であって、 訓練施設への通所のため、公共交通機関、自動車等を利用する者には、交通費(運賃相当額)も支給 ※ 「支給単位期間」とは、訓練の開始日から1か月ごとに区切った期間

## 2. 受給期間

- ・職業訓練を受講している期間について支給
- -12(1年相当)(必要な場合は24(2年相当))の給付金支給単位期間を上限
  - ※ 上限については、基礎コースから公共職業訓練への連続受講が可能であることを考慮

# 3. 給付手続

- 訓練開始前、給付金の支給可能性を概ね把握するため、ハローワークにおいて事前審査を実施
- ・訓練開始後、毎月1回の指定来所日にハローワークへ来所して支給を申請

## 4. 不正受給

- ・偽りその他不正の行為によって、給付金の支給を受け、又は受けようとした者については以下のペナルティ →不正の行為があった支給単位期間以降、給付金は不支給
  - →不正受給額の返還や、返還に加えて不正受給額の2倍以下の額の納付を命令
- ・訓練実施機関による偽りの届出等による不正受給の場合は、訓練実施機関にも連帯して返還・納付を命令

# 職業訓練受講給付金について②

# 5. 支給要件

給付金支給単位期間について、次の①~⑦の全ての要件を満たす場合に、職業訓練受講給付金を支給

- ① 収入が8万円以下であること
- ② 世帯(※)の収入が25万円以下であること
- ③ 世帯の金融資産が300万円以下であること
- ④ 現に居住する土地・建物以外に土地・建物を所有していないこと
- ⑤ 訓練の全ての実施日に出席していること (やむを得ない理由により出席しなかった実施日がある場合にあっては、8割以上)
- ⑥ 世帯に他に当該給付金を受給し、訓練を受講している者がいないこと
- ⑦ 過去3年以内に失業等給付等の不正受給をしていないこと
  - ※ 世帯=同居の又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母

#### ○訓練の出席について

訓練実施日の全てのカリキュラムに出席した日を指し、 遅刻・欠課・早退した場合は1日分を欠席として扱う

#### 〇やむを得ない理由の例

本人の疾病又は負傷、親族の看護、親族の冠婚葬祭、 求人者との面接、列車遅延、交通事故 等

※理由に応じた証明書類の提出が必要

# 6. 不支給の対象

- ・直前に給付金の支給を受けた訓練の最初の支給単位期間の初日から6年を経過しない場合 (不正受給をした場合は9年)
- ・やむを得ない理由がなく、ハローワーク所長の指示に従わない(指定来所日に来所しない等の)場合

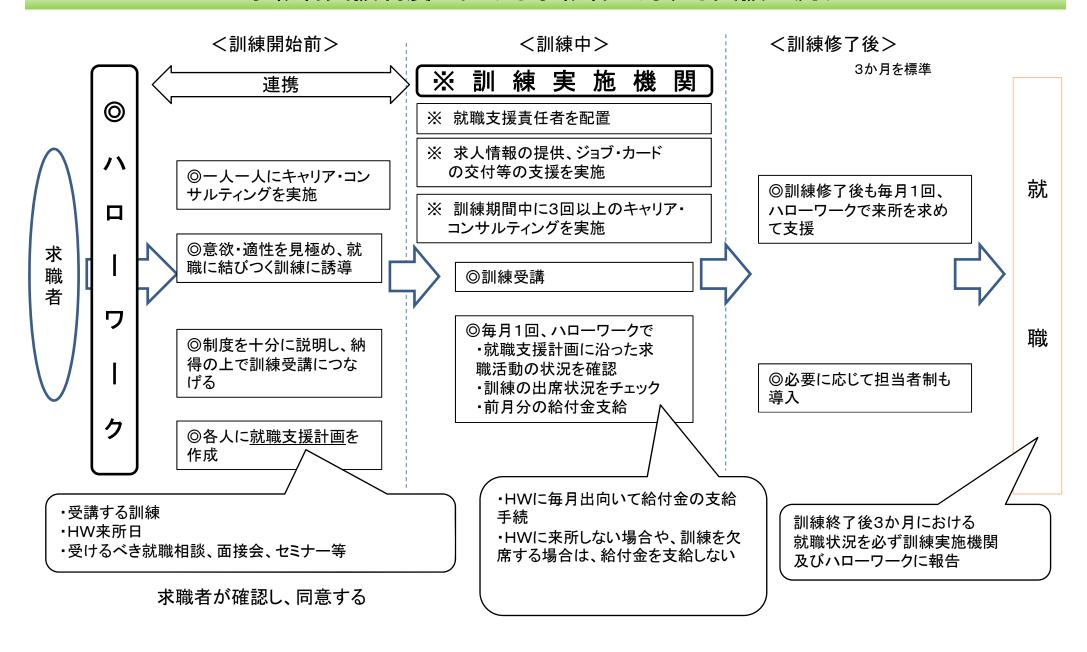
# 職業訓練受講給付金の不支給・不正受給について

訓練の受講状況や求職活動の実施状況により、職業訓練受講給付金が不支給や不正受給となる場合については以下のとおりである。(他の支給要件を全て満たしているものと仮定)

	その支給単位期間に 対する支給	次回以降の支給単位期間に対 する支給			
i ) やむを得ない理由により欠席 (遅刻・欠課・早退)した場合 (※1)	出席8割以上:支給 出席8割未満:不支給	支給			
ii) やむを得ない理由なく欠席 (遅刻・欠課・早退) した場合	不支給	支給			
iii)正当な理由なく指定来所日に ハローワークに来所しなかった場合	不支給 <b>(以後不支給)</b>				
iv) 正当な理由なく就職支援計画書の 「必須事項」を行わなかった場合	不支給 <b>(以後不支給)</b>				
v) 正当な理由なくiv) 以外の 就職支援拒否を行った場合(※2)	不支給 <b>(以後不支給)</b>				
vi)上記 ii)~ v )を繰り返した場合 (※ 3、4)	<b>不正受給(以後不支給)</b> ii ): <b>有欠席支給単位期間</b> が3回生じた場合 iii )~ v ): <b>有拒否支給単位期間</b> が2回生じた場合				
vii)訓練機関から退校処分を受けた場合	不支給	_			
viii)不正な申告や申請書類の偽造など	不正受給(	(以後不支給)			

- ※1 欠席(遅刻・欠課・早退)が「やむを得ない理由」による場合でも、支給を受けようとする支給単位期間において8割以上の出席率がなければ、 支給できない。
- ※2 「その他就職支援拒否」には、ハローワークが紹介した職業に就かなかった、又は就くことを拒否した場合、指定された日に求人者の面接を受けに行かなかった場合、求人面接において採用を拒否した場合などがある。
- ※3 「有欠席支給単位期間」とは、やむを得ない理由以外の理由による欠席があった支給単位期間のことをいう。
- ※4 「有拒否支給単位期間」とは、就職支援拒否があった支給単位期間のことをいう。

# 求職者支援制度における求職者に対する支援の流れ



# 求職者支援制度の財源について

# 1. 費用負担

(原則) 国庫負担1/2

労使負担1/2 (労使折半)



雇用保険と同様の国庫負担の暫定措置(原則の55/100を負担)の適用

(現行) 国庫負担27.5/100

労使負担72.5/100 (労使折半)

# 2. 平成22年12月17日 国家戦略担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣 合意(抄)

- 国庫負担は、生活給付については給付額の2分の1とする。職業訓練については、生活給付に係る負担割合との均衡を 失しないよう配慮するものとする。
- 求職者支援制度に係る国庫負担については、失業等給付に係る国庫負担の暫定措置を適用する。
- なお、仮に、緊急人材育成支援事業の終了後において、緊急人材育成・就職支援基金に残額(当該事業の実施のためのものに限る)が生じた場合には、求職者支援制度が、実質的に当該事業を恒久化するものであることに鑑み、当該残額を求職者支援制度の財源として活用する。

# 3. 平成23年1月31日 労働政策審議会建議(求職者支援制度について)(抄)

- 雇用保険の国庫負担と同様に、できるだけ速やかに暫定措置の廃止を行うべきである。
- 基金事業を恒久化するものであることに鑑み、3大臣の合意にあるとおり、基金事業の終了後において、基金の残額は、全て求職者支援制度の財源として活用し、23年度は実質的に全額国庫、その後当分の間は実質的に国庫負担1/2を確保すべきである。
- 施行後3年を経過した時点で、雇用保険制度とは切り離し、財源についても全額一般財源で措置するという本来あるべき 制度に見直すべく、引き続き検討していくべきである。この見直しの検討については、法律上も明記すべきである。

# 4. 求職者支援法の検討規定(附則第13条第2項)

○ 前項の特定求職者の就職に関する支援施策の在り方についての検討を行うに当たっては、その支援施策に要する費用 の負担の在り方について速やかに検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 求職者支援制度のこれまでの主な改善事項

### 求職者支援訓練の認定基準に関する被災3県での特例措置(平成23年10月開講訓練コースから適用)

○ 被災3県(岩手県、宮城県、福島県)における求職者支援訓練の実施を促進するため、過去に実施したコースの就職率が一定水準以下である場合の不認定要件について、被災3県で実施する訓練コースに限り、対象コース数や不認定の対象地域を緩和 (平成23年12月19日改正省令公布)

### 求職者支援訓練受講者がインフルエンザに感染した場合の出席要件の算定(平成24年2月7日から適用)

- インフルエンザ感染を理由として訓練を欠席した日については、職業訓練受講給付金及び認定職業訓練実施基本奨励金の出席要件の算定に当たって、出席すべき訓練実施日数(=分母)、出席日数(=分子)ともに算定対象から除外
- ※ 平成25年3月19日以降においては、インフルエンザのほか、学校において予防すべき感染症として学校保健安全法施行規則に規定されている感染症について、上記措置の対象として追加

#### 通所手当の対象者の追加及び職業訓練受講手当の支給対象日数の計算方法の追加(平成24年4月1日から適用)

- 通所手当の対象者として、住所又は居所から訓練実施施設までの距離が相当程度長いため、訓練実施施設に近接する 宿泊施設に一時的に宿泊し、宿泊施設から訓練実施施設に通所する者を追加
- 給付金支給単位期間内に、雇用保険の被保険者となった日がある場合、当該日の前日までの給付金を支給することと するなど、職業訓練受講手当の支給対象日数の計算方法を追加 (平成24年3月30日改正省令公布)

#### 求職者支援訓練における企業実習の設定促進のための措置(平成25年1月開講訓練コースから適用)

○ 職場経験等の少ない求職者が職場での実習等を通じて、実践的な能力を身に着けられるようにするため、求職者支援 訓練における企業実習の設定促進が図られるよう、求職者支援訓練の認定審査において、総訓練時間の一定割合で企業 実習を設定した訓練コースに対して加点

#### 求職者支援訓練の認定基準の緩和(平成25年10月開講訓練コースから適用予定)

○ 企業や地域のニーズに機動的に対応した訓練コースの設定を可能とするため、また、求職者支援訓練の認定申請を促進するため、認定基準のうち、過去に同等の訓練を行った実績の要件及び就職状況報告書の回収率に関する要件を緩和 (平成25年5月改正省令公布予定)

# 求職者支援制度の実施状況について①(受講状況・就職状況)

#### (表1)求職者支援訓練受講者数(平成23年10月~平成25年3月)

平成23年度 (平成23年10月~平成24年3月)		平成24年度 (平成24年4月~平成25年3月)	累計	
合計		50,758人	98,555人	<u>149,313人</u>
	基礎コース	13,883人	26,261人	40,144人
	実践コース	36,875人	72,294人	109,169人

#### (表2)平成23年度に開講した求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後)

	コース数	コース数 受講開始者数		① ② 修了者等数 就職者数		就職者のうち 雇用期間の 定めがない 就職者の割合
基礎コース	1,215コース	13,883人	12,413人	9,122人	<u>73.4%</u>	64.2%
実践コース	2,910コース	36,875人	33,759人	25,386人	75.1%	67.7%

#### (表3)平成24年度に開講した求職者支援訓練の修了者等の就職状況(訓練終了3か月後)

	コース数	受講開始者数	① 修了者等数	② 就職者数	就職率 (②/①)	就職者のうち 雇用期間の 定めがない 就職者の割合
基礎コース	919コース	11,278人	10,101人	8,024人	79.4%	62.4%
実践コース	1,904コース	24,625人	22,741人	17,472人	76.8%	67.9%

- ※ 表2及び表3における「修了者等数」は、就職理由中退者数と修了者数の合計。(基礎コースは、次の訓練を受講中、受講決定した者を除く)
- ※ 表3の数値は、平成24年度中に開講し、平成24年11月末までに終了した訓練コース(平成25年4月24日時点)

# 求職者支援制度の実施状況について②(平成23年度:分野別就職状況)

#### 求職者支援訓練(実践コース)の分野別就職状況

					·• -		
分野	IT	営業∙販売∙事務	医療事務	介護福祉	デザイン	その他	合計
コース数	451コース	721コース	340コース	592コース	289コース	517コース	2,910コース
受講者数 (割合)	5,400人 (14.6%)	7,739人 (21.0%)	4,246人 (11.5%)	9,511人 (25.8%)	3,953人 (10.7%)		36,875人 (100%)
修了者等	4,803人	7,014人	3,963人	8,868人	3,601人	5,510人	33,759人
就職者数	3,503人	5,048人	2,888人	7,285人	2,692人	3,970人	25,386人
就職率	72.9%	71.9%	72.8%	82.1%	74.7%	72.0%	75.1%
就職者のうち雇用期間 の定めがない者の割合	60.6%	63.7%	67.2%	74.6%	64.4%	69.3%	67.7%
関連就職割合	56.3%	54.6%	62.8%	86.9%	52.1%	56.2%	65.0%

<sup>※</sup>平成23年度中に開始した訓練コース。

<sup>※「</sup>修了者等」は、就職理由中退者数と修了者数の合計。

<sup>※「</sup>就職率」の算定式は、「就職者数」:「修了者等」。

<sup>※「</sup>関連就職割合」は、就職者が就職状況報告の時に訓練コースの内容に関連した業種または職種への就職と自己申告した割合。

# 求職者支援制度の実施状況について③(平成24年度:分野別就職状況)

#### 求職者支援訓練(実践コース)の分野別就職状況

					·• -		
分野	ΙΤ	営業・販売・事務	医療事務	介護福祉	デザイン	その他	合計
コース数	172コース	419コース	238コース	440コース	202コース	433コース	1,904コース
受講者数 (割合)	1,891人 (7.7%)	4,653人 (18.9%)	3,285人 (13.3%)	6,901人 (28.0%)	2,799人 (11.4%)	5,096人 (20.7%)	24,625人 (100%)
修了者等	1,655人	4,230人	3,057人	6,497人	2,584人	4,718人	22,741人
就職者数	1,226人	3,075人	2,286人	5,433人	1,937人	3,515人	17,472人
就職率	74.0%	72.6%	74.7%	83.6%	74.9%	74.5%	76.8%
就職者のうち雇用期間 の定めがない者の割合	51.6%	60.3%	69.1%	76.4%	60.8%	70.0%	67.9%
関連就職割合	60.6%	55.3%	63.4%	87.5%	53.1%	58.0%	67.0%

<sup>※</sup>平成24年度中に開始し平成24年11月末までに終了した訓練コース(平成25年4月24日時点の数値)。

<sup>※「</sup>修了者等」は、就職理由中退者数と修了者数の合計。

<sup>※「</sup>就職率」の算定式は、「就職者数」:「修了者等」。

<sup>※「</sup>関連就職割合」は、就職者が就職状況報告の時に訓練コースの内容に関連した業種または職種への就職と自己申告した割合。